

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第43号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

別表第4中「第91号 削除」を「第91号 開建高等学校事務長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月5日から施行する。

(会計室)